

～令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表～

令和6年度決算に基づき、健全化判断比率を算定したところ、全比率において早期健全化基準を下回り、「健全段階」でした。

また、公営企業の経営の健全度を示す資金不足比率についても、令和6年度決算において資金不足が生じた公営企業はありませんでした。

《健全化判断比率》

健全化判断比率とは、

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

の4つの指標を言い、各比率の内容と算定方法は、以下のとおりです。

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、財政運営の深刻度を示しています。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示しています。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示しています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \text{の3か年平均}$$

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、将来の財政運営を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 標準財政規模とは、地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模のことです。

◆本市の健全化判断比率

(単位：％)

	健全化判断比率	参考算定値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	▲ 10.60	12.40	20.00
連結実質赤字比率	—	▲ 27.30	17.40	30.00
実質公債費比率	10.5		25.0	35.0
将来負担比率	8.4		350.0	

※ 「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、黒字の場合「－」で表記します。

《資金不足比率》

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示しています。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

◆本市の資金不足比率

(単位：％)

会計名	資金不足比率	参考算定値	経営健全化基準
観光事業	—	0.0	20.0
太陽光発電事業	—	▲ 18.1	
水道事業	—	▲ 170.7	
簡易水道事業	—	▲ 1037.4	
公共下水道事業	—	▲ 17.0	
農業集落排水事業	—	▲ 73.4	

※ 「資金不足比率」は、黒字の場合「－」で表記します。

《健全化判断比率等の対象範囲》

健全化判断比率等の算定において、対象とする会計は比率ごとに異なります。

一般会計等	一般会計				実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
	特別会計 公営事業会計	土地取得事業特別会計								
		病院事業債管理特別会計								
		国民健康保険事業特別会計								
		介護保険事業特別会計								
		後期高齢者医療事業特別会計								
		法非適用 公営企業会計（地公企法第2条）	地財令第46条 法適用	観光事業特別会計						
				太陽光発電事業特別会計						
				水道事業会計						
				簡易水道事業会計						
				公共下水道事業会計						
				農業集落排水事業会計						
一部事務組合	香取広域市町村圏事務組合									
	千葉県市町村総合事務組合									
	千葉県後期高齢者医療広域連合									
地方独立行政法人・第三セクター等	地方公社・	香取おみがわ医療センター								
		(株)ぶれきめら								
		(株)ゼットやっぺい社								
		(有)紅小町の郷								
		千葉県信用保証協会								

※地公企法：地方公営企業法
地財令：地方財政法施行令